資料１

神奈川県再犯防止推進計画（第２期）
令和７年度評価まとめ
（案）

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課

目次

「神奈川県再犯防止推進計画」の評価方法について……１

大柱１　就労・住居の確保……２
　小柱(1) 就労の確保……２
　小柱(2) 住居の確保……５

大柱２　保健医療・福祉サービスの利用の促進……７
　小柱(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援……７
　小柱(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援等……12

大柱３　非行の防止等……16
　小柱(1) 非行の防止等……16

大柱４　犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援…20
　小柱(1) 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援……20

大柱５　民間協力者の活動の促進等……23
　小柱(1) 民間協力者の活動の促進及び連携……23
　小柱(2) 広報・啓発活動の推進……26

大柱６　市町村への支援とネットワークの構築……29
　小柱(1) 市町村への支援とネットワークの構築……29

「神奈川県再犯防止推進計画（第２期）」の評価方法について

１　方向性

第２期計画においても、第１期計画と同様に文章による評価を行う。なお、本会議での意見を踏まえ、数値目標を設定した進行管理の方法を検討したが、本計画に位置付く事業には、過去に犯罪をした者だけを対象としていないものや、数値による指標の設定が困難なものが多いことから、数値目標を設定した進行管理はなじまないと判断した。ただし、各所管課には、取組状況の把握に当たり、可能な限り実績を数値化するよう依頼し、年度ごとの進捗状況を把握しやすくするよう努める。

２　基本的な考え方

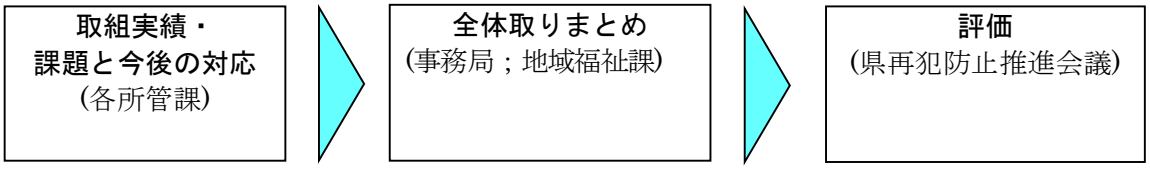
本会議において取組状況に対する意見を伺い、各所管課にフィードバックすることにより、今後の取組の改善を行う。

３　計画期間を通じた進行管理の流れ

計画を着実に推進するために、毎年度、計画に位置付けた施策の評価（前年度取組実績に対する評価）を行い、取組の改善等、計画の効率的な推進を図る。

４　年度ごとの進行管理の流れ

各年度における計画に位置付けた取組に係る評価については、次のとおり実施する。



（1）実施（ＤＯ）

① 取組状況

計画に位置付けられた個々の取組ごとに、各所管課において実績から課題や今後の対応等の整理を行う。

② 全体取りまとめ

事務局（地域福祉課）において、各所管課の実績等について全体の取りまとめを行う。

（2）評価（ＣＨＥＣＫ）

神奈川県再犯防止推進会議において、「施策の展開」項目（小柱）ごとに文章による評価を行う。

（3）改善（ＡＣＴＩＯＮ）

評価結果を各所管課へフィードバックし、今後の事業の改善を図るほか、次期計画（ＰＬＡＮ）への反映を検討する。

５　公表方法

年度ごとの評価を県ホームページへ掲載する。

大柱	1　就労・住居の確保
小柱	（１）就労の確保

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）
○刑務所出所者等が経済的に自立し健全な社会復帰ができるよう、関係機関と協力して、国の支援を受けて就労した刑務所出所者等及び雇用主へ職場訪問等による助言等を行うとともに、協力雇用主等を対象とした研修会等を開催することにより協力雇用主の育成等を行い、職場定着を促進します。

○保護観察対象者の円滑な社会復帰に向けて、民間企業等への就労へと繋げていく取組として、県保護司会連合会から推薦を受けた保護観察対象者を県の非常勤職員として雇用します。

○協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去２年間のうち、連続する３か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。

○社会復帰に困難が伴う暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、暴力団離脱者を対象とした関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。

○障がい者のうち、職場になじめず離職した方や離職のおそれがある在職者など職場への定着が困難な方に対して、障害者就業・生活支援センターにおいて、生活上の相談等に応じることにより、就業に伴う日常生活、社会生活に必要な支援を行います。

取　組　実　績

○刑務所出所者等就労支援事業では、刑務所出所者等42者及び雇用主41者に対して、電話連絡や個別訪問により、状況や悩みに応じた職場定着支援を実施した。また、協力雇用主及び協力雇用主への登録を希望する企業を対象に、刑務所出所者等の雇用を促すことを目的とした研修会を３回開催するとともに、協力雇用主への助言及び企業への協力雇用主の登録依頼のための電話連絡や個別訪問を計232社に対して実施し、59社が新たに協力雇用主に登録した。

○保護観察者の直接雇用では、神奈川県保護司会連合会から推薦がなかったため、新たな雇用はなかった。

○刑務所出所者等の雇用の促進を図るためのインセンティブとして、協力雇用主に対する入札参加資格認定の優遇措置を実施した。

○令和７年度は、暴力団離脱者相談者のほとんどが知人からの紹介であり、仕事を探す等の理由から就労支援を希望する者が少なく、協議会を通じての就労支援の実施はなかった。

○障害者就業・生活支援センター生活支援等事業では、８つのセンター合計の登録者数が7,268人、支援対象障害者への相談・支援件数が54,258人となった。

課　題　と　今　後　の　対　応

〇刑務所出所者等就労支援事業は、国の就労支援を受けて就職した刑務所出所者等や雇用主を対象に、定着支援を実施しており、また、支援対象が刑務所出所者等という特殊性からも、国の就労支援事業を受託した事業者に、本県が委託して実施しているものである。そのため、支援対象者との信頼関係を構築しやすく、効果的に事業を実施していくことが可能となっている。

〇保護観察者の直接雇用については、県保護司会連合会からの推薦があった場合には、推薦に応じて雇用を検討する。

〇協力雇用主を対象とした入札参加資格制度における優遇措置については、今後も協力雇用主による刑務所出所者等の雇用を促進する必要があり、引き続き、協力雇用主に対し、入札参加資格の優遇措置を実施する。

〇神奈川県暴力団離脱者社会復帰対策協議会の協賛企業については、１社が退会し、新規協賛企業として２社が参加したことから、前年より１社増え17社となった。このうち、13社が建設関係、３社が運送業、１社がビルメンテナンス業であることから、引き続き、様々な業種の協賛企業の開拓に努める必要がある。

〇障害者就業・生活支援センター生活支援等事業については、年々増加傾向にある支援対象者への対応、また、就労にすぐには結び付かない生活支援を要する支援対象者など、複雑多様化する相談内容への対応が課題である。

評　価（案）

　刑務所出所者等の就労支援については、企業への電話連絡や個別訪問などの働きかけにより、多くの企業を協力雇用主の登録につなげた点が評価できる。引き続き、事業の継続と支援の手が届きやすくなるよう協力雇用主の登録を拡大していくことが求められる。
　刑務所出所者等の雇用の促進を図るため、協力雇用主にとってインセンティブとなる入札参加資格認定の優遇措置については、優遇措置を実施した点が評価できる。今後も制度を維持していくとともに、事業者に対して制度の更なる周知が必要である。
　暴力団離脱者を対象とした就労受入等の社会復帰対策については、暴力団離脱者の就労支援の実施はなかったが、多様な年齢層の暴力団離脱者が就労しやすいよう、引き続き、様々な業種の企業へのアプローチを行うことが必要である。
　障害者就業・生活支援センター生活支援等事業については、増加する相談・支援件数に対応した点が評価できる。引き続き、個々の状況に応じた対応をすることが求められる。

国や関係機関による関連する取組等

〇法務省は、厚生労働省と連携し、刑事施設等矯正施設入所者、保護観察対象者、更生緊急保護対象者の就労の確保に向けて、刑務所出所者等総合的就労支援事業を実施している。

国や関係機関による関連する取組等

○　認定ＮＰＯ法人神奈川県就労支援事業者機構による取組

（１）法務省との連携した事業

令和７年度の刑務所出所者等の就労支援件数は123件実施し、終了件数111件のうち就労に至ったのは75件で、67.6％を占める。また、横浜刑務所と連携し、受刑者に協力雇用主を紹介する「ミニフェスタ」を２回実施した。

（２）神奈川県との連携した事業

上記(1)で就労したなかで、職場定着支援を実施した件数（成人が対象）は42件。法務省の定着支援と併せると68件になる。また、協力雇用主への助言や協力要請を行うために面談や電話等での接触した事業者数は232者に及び、研修会（多摩少年院、横浜刑務所、横浜保護観察所の各施設で実施）には43者の事業者が参加。

（３）厚生労働省との連携

ハローワークの専用求人登録の開拓では、1,065件登録された。

（４）その他

支援対象者の中には、ひきこもりや発達障害の少年が散見されることから「神奈川県子ども若者支援連携会議」に参加し、また、少年を対象にした職場体験事業も実施した。

○横浜刑務所における就労支援

横浜刑務所において、受刑者に対する就労支援として次の取組を行っている。

（１）職業訓練

出所後の就労に資する免許・資格や職業上有用な知識・技能を習得させるために、フォークリフト運転科、溶接科及びビジネススキル科の３種目の職業訓練を実施している。資格取得として、フォークリフト運転科では、フォークリフト運転技能講習修了証、溶接科では、ガス溶接技能講習修了証及びアーク溶接等の業務に係る特別教育修了証を受験・取得させている。

（２）就労準備指導

出所後の安定した就労生活に向けた意欲喚起、具体的な生活設計、受刑中の就労支援制度の活用を目的として外部講師の産業カウンセラー・キャリアコンサルタントを招へいしてキャリア教育プログラム（全12単元、指導期間約６月）を実施している。

（３）個別就労支援

希望する受刑者に対して、出所後の就労先を確保し、円滑な社会復帰につなげるため、協力雇用主等との採用面接を個別に実施しているほか、出所後の円滑な就職活動に資するため、就労支援専門官、就労支援スタッフ及び駐在するハローワーク相談員による職業相談、職業紹介、求人情報の提供を行っている。

また、出所者の雇用を検討している事業主が受刑者に対して事業内容、雇用環境等を説明する「就労支援フェスタ（企業説明会）」の開催に加えて、令和５年度より、日本財団職親プロジェクトとの連携による「職親プロジェクト（メタバース）仕事フォーラム」を実施している。なお、令和７年度については、職親企業４社を招いて同就労支援フェスタ及び同仕事フォーラムを開催した。また、横浜保護観察所及びＮＰＯ法人神奈川県就労支援事業者機構の協力を得て、協力雇用主１社を招へいし、就労支援フェスタminiを２回開催したほか、協力雇用主等（１５社）を対象とした所内見学及び意見交換を実施する就労支援検討会を開催した。

○横浜保護観察所における就労支援

保護観察所は、刑務所出所者等総合的就労支援事業のほか、以下の取り組みを行っている。

（１）更生保護就労支援事業

矯正施設入所者、保護観察対象者等に対し、認定ＮＰＯ法人神奈川県就労支援事業者機構と連携して就労支援を行っている。具体的には、矯正施設入所中から就職まで切れ目のないきめ細かな就労支援を行う「就職活動支援」 、就労継続に必要な寄り添い型の支援を協力雇用主及び保護観察対象者等の双方に行う「職場定着支援」等の取組を行っている。

（２）協力雇用主の不安・負担軽減

保護観察対象者等が雇用主に業務上の損害を与えた場合等に見舞金が支払われる身元保証制度の活用、保護観察対象者等を雇用して指導に当たる協力雇用主に対し年間最大72 万円を支給する刑務所出所者等就労奨励金支給制度の活用等により、協力雇用主の不安や負担の軽減を図っている。

大柱	１　就労・住居の確保
小柱	（２）住居の確保

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）
○更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援し、出所後の生活基盤の安定確保を図ります。

○賃貸住宅の家主から、保護観察対象者等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供するとともに、居住に関する課題を発見し各専門機関へつなぐ人材を育成する、神奈川県居住支援協議会の取組の促進などにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図ります。

○県営住宅において、刑務所出所者等を含めた住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で住宅を提供します。

○出所者を支援する更生保護施設に対して県営住宅の空き状況等の情報を提供する等、関係団体と連携して刑務所を出所した方々等が住まいを確保できるよう取り組みます。

○離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居喪失のおそれのある方からの申請に対し、審査の上、家賃相当分の住居確保給付金を一定期間支給します。

○ネットカフェや無料低額宿泊所等で寝泊まりするなどの不安定な居住状態にある方に対して、住居探しから入居後定着するまでの一貫した支援を提供することで、生活再建を後押しします。

○高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう神奈川県地域生活定着支援センターにおいて、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。

取　組　実　績
○更生保護施設への事業費補助では、更生保護法人川崎自立会、まこと寮、報徳更生寮の運営費に対して、合計4,548,000円の補助を行った。
○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業では、44,815戸の登録がなされ、順調に増加した。（前年度比1,439件の増）
○　県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅の提供では、５月と11月に定期募集を行い、合計で募集戸数1,601戸に対して、6,112人（前年度比175人の増）の応募があり、倍率は3.8倍であった。
○更生保護団体に対するセーフティネット住宅の周知については、更生保護団体に対する周知方法について検討を行った。
○住居確保給付金の支給では、町村域に居住地を有する生活困窮者かつ厚生労働省令で定めるものに対して2,693,000円の支給を行った。（前年度比1,314,000円の増）
○居住不安定者等居宅生活移行支援事業では、延べ1,484件の支援を実施した。
○神奈川県地域生活定着支援センターによる取組では、コーディネート業務113件、フォローアップ業務89件、相談支援業務59件、被疑者等支援業務19件、福祉事業者巡回開拓25回、地域福祉研修を11回行った。

課　題　と　今　後　の　対　応

○更生保護施設への事業費補助については、適切な帰住先を確保することは、地域社会において安定した生活を送るために必要不可欠なものであることから、更生保護施設に対し引き続き支援を行う。国に対しては、施設が安定的な運営を行えるよう、更なる支援を要望していく。

○住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業については、登録住宅の戸数の増加に伴い、登録住宅が登録基準に適合した状態で適切に管理されるよう必要に応じて管理状況の報告を求める等、登録事業者を適切に指導監督していく必要がある。また、要配慮者の居住支援にあっては、引き続き、神奈川県居住支援協議会等において、不動産店や居住支援団体等の連携を図り、要配慮者の居住安定確保に努めていく。

○県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、引き続き、定期募集に併せて常時募集も行い、住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中核としての役割を果たしていく。

○更生保護関係団体に対するセーフティネット住宅の周知については、矯正施設や更生保護施設を退所した人が、住居の確保によって生活の安定が得られるよう、関係団体に対して、県営住宅の募集に係る情報を提供することを引き続き検討していく。

○住居確保給付金は、今後も離職により経済的に困窮した住宅喪失者などに対し、生活保護に至る前の早期の支援と就労確保に向けた支援を行う必要があるため、継続して事業を実施していく。

○居住不安定者等居宅生活移行支援事業については、原油・物価高騰による企業業績の悪化による失業や倒産、住居の立ち退き等により、依然として住まいを失う恐れのある方が存在しているため、引き続き支援を実施する。

○神奈川県地域生活定着支援センターによる取組については、引き続き、保護観察所等と連携し、受入施設との調整、福祉サービスの相談支援など定着のための継続的な援助等を行う。

評　価（案）

更生保護施設は、矯正施設出所者等の一時的な居場所として重要な役割を果たしているため、施設が安定して運営していけるよう、県として支援を継続するとともに、物価高騰等の影響も踏まえ、国に対して支援の拡充を求めていく必要がある。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅は、毎年登録戸数が増加している点が評価できる。要配慮者の居住の安定確保のため、引き続き、神奈川県居住支援協議会等を通じ、関係団体等が連携した取組が求められる。

県営住宅における低額所得者への低廉な家賃での住宅提供については、今後も住宅困窮者に対する重層的な住宅セーフティネットの中核的役割を果たす必要がある。

住居確保給付金の支給については、受給期間が長期化している受給者の生活再建に向け、関係機関と連携し、受給者の状況に応じた就労支援を行っていく必要がある。

居住不安定者等居宅生活移行支援事業については、物価高騰の影響を受け、失業や倒産により住まいを失う恐れのある方に対して、引き続き支援を行うことが重要である。

県地域生活定着支援センターは、相談支援業務を中心に件数が増加する中、業務に着実に取り組んだ点が評価できる。引き続き、保護観察所等の関係機関と連携し、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者等を円滑に福祉サービスにつなげていく必要がある。

大柱	２　保健医療・福祉サービスの利用の促進
小柱	（１）高齢又は障がいのある者等への支援

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）

○高齢者又は障がいのあることにより、福祉的支援が必要な矯正施設退所予定者が、出所後、円滑に福祉サービスを受けられるよう神奈川県地域生活定着支援センターにおいて、受入施設の調整や受入れをした社会福祉施設等への助言など、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を、矯正施設及び保護観察所と協働で進めます。（再掲）

○社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入先の理解促進を図ります。

○法務省が実施する「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、関係者とともに作成した「高齢者万引き防止プログラム」を県警や行政機関等を通じて周知することにより高齢者の万引きの習慣化を防ぎ、再犯防止を推進します。

○市町村が設置する地域包括支援センターは、高齢者に対するワンストップサービスの拠点として高齢者や家族に対して包括的・継続的な支援を行うため、地域支援事業として、総合相談や介護予防ケアマネジメント、権利擁護事業などを実施します。
　県は、地域支援事業の費用の一部を負担して、市町村を支援します。

○市町村が設置する認知症初期集中支援チームにおいて、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。

○認知症の専門的な医療体制を強化するため、認知症疾患医療センターを設置し、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、医療情報提供等を行うとともに、介護との連携、かかりつけ医等への研修を行います。

○認知症介護の経験者等が、認知症の人や家族等からの介護の悩みなど認知症全般に関する相談を電話で行い、認知症医療、介護の適切な関係機関へつなぐ「かながわ認知症コールセンター」において、精神面も含めた様々な支援ができるよう、相談体制を充実します。

○「若年性認知症支援コーディネーター」が、若年性認知症の人一人ひとりが、その状態に応じた適切な支援を受けられるようにするため、地域での相談対応や、支援に携わる者同士のネットワークの調整を行います。また、若年性認知症の当事者を含めて、学識経験者や認知症疾患医療センター、コーディネーター等により、容態に応じた適切な支援のための連絡会議を開催します。更に、職域や障がい福祉関係機関を対象として、就労支援や経済的支援、居場所づくり等に関する知識を習得するための研修を実施します。

○精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加等が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築に向け取り組みます。

○発達障がいを有する障がい児者やその家族に対する支援を強化するため、「神奈川県発達障害支援センターかながわＡ（エース）」を中心に研修等による人材育成や、対応が困難な個別支援の検討会議等において専門的な立場からの助言を行い、地域の相談支援体制の整備を行います。

○障がい者のうち、職場になじめず離職した方や離職のおそれがある在職者など職場への定着が困難な方に対して、障害者就業・生活支援センターにおいて、生活上の相談等に応じることにより、就業に伴う日常生活、社会生活に必要な支援を行います。（再掲）

○現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活困窮者自立相談支援機関において、困窮者支援の専門性やネットワークを活用した自立相談支援を実施し、生活困窮状態からの早期の脱却と地域での自立の促進を図ります。

取　組　実　績
○矯正施設見学会の開催については、人気があり、多くの希望者があったことから、早期に募集を締め切られ、令和７年度も開催を断念した。 ○高齢者万引き防止プログラムの活用では、「高齢者万引き防止プログラム」冊子及び動画について県のホームページに掲載し、周知を図った。 ○地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施では、県内24市町村（重層的支援体制整備事業に移行した９市を除く）すべてに対し、地域包括支援センターの運営に必要な経費の一部を地域支援事業交付金にて交付した。 ○認知症対策総合支援事業では、市町村が実施する認知症初期集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業、更に認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業に交付金を交付した。 ○認知症疾患医療センター運営事業では、令和６年度末で連携型認知症疾患医療センターが１か所閉院となったが、その後継として連携型認知症疾患医療センターを１か所設置した。また、地域偏在の課題解消のため、県西地域に連携型認知症疾患医療センターを１か所設置し、全体で１か所増設となった。 ○認知症相談支援事業では、認知症コールセンターの電話相談件数が1,340件となった。家族懇談会を６回開催し、121人が参加。地域のつどいを18回開催し、425人が参加。若年性地域のつどい・本人の会を16回開催し269人の参加となった。認知症高齢者地域対策事業では、認知症疾患相談事業として、医師による定例相談が76回、電話・面接等の随時相談件数が815件となった。また、認知症疾患訪問指導事業では訪問を46件実施した。さらに、認知症初期集中チーム員会議等への専門職派遣事業を47回実施した。 ○若年性認知症対策総合推進事業では、面接・電話・文書等の個別相談を929件（前年度比187件の増）受け、386件（前年度比109件の増）の訪問を実施。 　ネットワークの構築のための研修事業を６回（参加者265人）、会議等を４回（参加者33人）開催。また、若年性認知症自立支援ネットワークの構築のための会議を１回（参加者11人）、研修を１回（参加者41人）開催した。 ○精神障害者地域包括ケアシステム構築推進事業では、県内に８か所ある保健福祉事務所ごとに、協議の場を開催。支援関係者と地域課題の共有を図り、支援関係職員向けの研修会を計７回実施。また、一般県民向けの普及啓発講座を１回開催し、動画を作成した。 ○「神奈川県発達障害支援センターかながわＡ」による相談支援では、年間1,189人（前年度比299件の減）の相談に対応した。また、支援技術の向上を目的とした支援者向け研修を開催し、計144名（前年度比77名の増）が受講したほか、当事者の家族向けの講座に60名（前年度比17名の増）、医療者向けの講座に112名、公開講座には157名が参加した。研修講師派遣は24回（延べ1,782名）に及び、発達障害に関する正しい知識及び対応方法の普及に取り組んだ。 ○生活困窮者自立相談支援事業では、421件（前年度比２件の増）の新規相談を受け付け、52件のプランを作成した。

課　題　と　今　後　の　対　応
○矯正施設見学会の開催については、来年度以降、見学会の開催に向けて早期に準備を行う。社会福祉施設等が高齢又は障害のある犯罪をした者等を円滑に受け入れるために、事例等を踏まえた研修が求められているとともに、更生への理解を深める機会となることから引き続き、見学会を開催する必要がある。 ○高齢者万引き防止プログラムの活用については、引き続き関係機関に対してプログラム冊子及び動画の周知を図ることで、高齢者の万引きの習慣化の防止を目指す。 ○地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施については、引き続き、介護保険法に基づき市町村が地域支援事業にて実施する地域包括支援センターの運営事業の一部を負担する。 ○認知症対策総合支援事業については、今後も引き続き、市町村の認知症対策総合支援事業を支援していく。 ○認知症疾患医療センター運営事業については、連携型認知症疾患医療センターの地域偏在の課題を解消するため、引き続き郡市医師会や病院など関係機関と設置に向けた調整を進めていく必要がある。 ○認知症相談支援事業については、認知症コールセンターの相談件数は、昨年度に引き続き1,300件を超え、家族懇談会や地域のつどいも定期的に開催されるなど、認知症の本人だけではなく家族や介護者も気軽に相談できる体制が構築できている。引き続き、コールセンターの周知を含め、悩みを抱えた人が相談できる体制を整えていく。 　認知症高齢者地域対策事業については、認知症疾患に関する相談は主に市町村等で対応しているが、保健福祉事務所においては精神疾患など複合的な問題を抱える方の相談を多職種で対応するなど、市町村等と連携した相談支援体制の構築が図れている。引き続き、保健福祉事務所の専門性を活かした相談支援を行っていく。 ○若年性認知症対策総合推進事業については、支援が必要な若年性認知症を早期相談につなげるため、若年性認知症支援コーディネーターの役割等を企業側、障害部門に向けて普及啓発し、地域において支援を通じた連携強化を図っていく。 若年性自立支援ネットワーク研修・会議等で企業の労務管理者、介護事業所、障害関係事業所等に参加いただく方法を検討していくとともに職域に啓発普及していく若年性認知症訪問支援員との連携を強化していく。研修・会議事業がコーディネーターの業務を圧迫しているため、見直しを検討する。 ○精神障害者地域包括ケアシステム構築推進事業については、「保健福祉事務所の協議の場」と「市町村の協議の場」との役割整理や連携の在り方について今後検討していく。 ○「神奈川県発達障害支援センターかながわA」による相談支援について、研修ではオンデマンド配信の導入を一部の研修について実施し、多くの県民が受講できるよう配慮した。今後も多くの県民に研修受講が図れるよう取り組んでいく。相談に関しては、センター職員のアセスメントやケースワーク能力の向上を含め、センター職員の継続的な人材育成を行う。地域の支援の担い手を増やすため、市町村や関係機関に対して、実践的な支援技術や知識を獲得できる研修や助言を引き続き実施していく。 ○生活困窮者自立相談支援事業については、複合的な要因で生活困窮に陥っている相談者が多く、丁寧な聞き取りが必要とされている。今後も断らない相談窓口を目指し、継続した支援を行っていく。

評　価（案）
認知症疾患医療センター運営事業については、地域偏在の課題解消のため、県西地域に連携型認知症疾患医療センターを１か所設置し、体制の充実が図られている点が評価できる。引き続き、専門医療の提供や保健医療･介護機関等と連携を図る地域の中核機関としての役割が求められる。 認知症相談支援事業では、1,000件を超える認知症コールセンターの電話相談件数に対応するとともに、家族懇談会や地域のつどいを開催したことが評価できる。 「神奈川県発達障害支援センターかながわＡ」による相談支援については、相談対応のほか、支援者、当事者家族等に向けた研修等を開催し、発達障害に関する正しい知識及び対応方法の普及に取り組んだ点が評価できる。 生活困窮者自立相談支援事業については、生活困窮に陥っている方が適切な支援を受けられるよう、支援員の資質向上を図りながら、町村やハローワーク等の関係機関とより一層連携していくことが求められる。

国や関係機関による関連する取組等

○横浜地方検察庁による社会復帰支援
　令和元年度以降、横浜地方検察庁は、国の取組として掲げた社会復帰支援活動を継続して実施している。支援対象者の特性に合致する福祉的・医療的ニーズを引き出し、効果的な社会復帰支援活動を行っている。

○横浜刑務所における社会復帰支援策
　横浜刑務所において、高齢者または障がいのある受刑者に対する社会復帰支援策として次の取組を行っている。
（１）社会復帰準備指導
　60歳以上の高齢受刑者や障がいを有する受刑者に対して、基本的生活能力、社会福祉制度に関する知識、その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせるために、所内の社会福祉士、就労支援スタッフ、医師、看護師、管理栄養士、外部講師による社会復帰支援指導（全18単元、指導期間約５月）を実施している。

（２）独自調整
　神奈川県地域生活定着支援センターによる特別調整の対象者とはならないものの、高齢・障がいにより、出所後、直ちに福祉的支援が必要な受刑者に対して、所内の社会福祉士が福祉施設への入所・医療機関への入院、障害者手帳の取得、生活保護の受給、介護保険の申請・利用の支援等を在所中に行う独自調整を実施しており、令和７年度は18件であった。令和５年度から、受刑者に加えて、収容期間が比較的短い労役場留置者に対しても福祉的支援の必要性を判断するためのスクリーニングを行っており、令和７年度は、労役場留置者に対する独自調整による福祉的支援を９件実施した。

○横浜保護観察所における社会復帰支援策
（１）矯正施設入所者に対する生活環境の調整
　保護観察所においては、矯正施設入所者の引受人等と面接するなどして、住居、就労先等の改善更生に適した環境作りを働き掛けているが、適当な帰住先がない者もいる。そこで、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない矯正施設入所者については、出所後速やかに、必要な福祉サービスを受けることができるようにするための取組として、特別調整を実施している。
　また、満期釈放者については、更生保護施設等の一時的な居場所の確保、更生保護施設を退所した者に対する相談支援の充実等の取組を進めている。さらに、帰住先の確保や地域への定住等に困難が見込まれる矯正施設入所者については、地方更生保護委員会による指導・助言を受けながら、保護観察所において、生活環境の調整を行い、出所後、保護観察又は満期釈放となった場合の更生緊急保護を行っている。

（２）勾留中の被疑者等に対する生活環境の調整
　起訴猶予者、保護観察に付されない全部執行猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者について、検察庁等と保護観察所が連携し、検察庁からの協議に基づき、保護観察所が、必要性や相当性が認められる者を対象として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、更生保護施設又は自立準備ホームへの入所調整、福祉サービス等に係る調整や就労支援等の社会復帰支援を行っている。
　なお、上記（１）（２）ともに、神奈川県地域生活定着支援センターと連携して行っている。

○神奈川県保護司会連合会による保護司への「高齢者万引き防止プログラム」の配布。
県保護司会連合会では、保護司から同プログラムの効果的な活用方法を聴取したうえで、県内の全保護司に同プログラム等を配布し、有効に活用してもらうこととした。

大柱	２　保健医療・福祉サービスの利用の促進
小柱	（２）薬物依存の問題を抱える者への支援等

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）
○県、国、市町村及び薬物クリーンかながわ推進会議で構成する神奈川県薬物乱用対策推進本部において毎年度策定する要綱に基づき、関係機関・団体が連携し、薬物の乱用防止対策を推進します。

○違法薬物の乱用につながる恐れのある市販薬の大量摂取（オーバードーズ）について、健康被害などの怖さを若年層に対して啓発していくとともに、市販薬の適正使用について県民に広く、啓発していきます。更に、ＳＮＳを活用して県の相談窓口を案内していきます。

○県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等で薬物に関する一般相談窓口を設けるとともに乱用防止の啓発を行うほか、相談支援を行う関係機関職員に対し、薬物依存症の知識の向上を図る研修を実施することにより、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図ります。

○薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた支援について理解するための依存症家族講座を実施し、同じ悩みを抱えた家族同士のつながりを支援します。

○薬物などの依存症に対応できる医療機関を依存症専門医療機関として選定し、薬物依存症患者の医療提供体制の整備を進めるとともに、医療従事者や地域関係機関の相談従事者等を対象とした研修を実施し、人材育成を図ります。

○薬物などの依存症に関する電話相談を実施します。

○アルコール健康障がい、薬物依存症及びギャンブル等依存症に対応する相談窓口や専門医療機関、自助グループや回復施設等の情報を、一元的に知ることができるポータルサイト「かながわ依存症ポータルサイト」において、情報発信を進めます。

○県や民間団体等の薬物依存症への取組について、実際に相談を受ける可能性のある県内市町村や市町村の相談窓口等へ周知を図ります。

○横浜地方検察庁と連携し、薬物などの依存症の相談機関について、薬物事犯の起訴猶予者等に周知を図ります。

○自助グループからの依頼に基づき、自助グループの活動に対して県が後援するなど、自助グループの活動を支援します。

○依存症に関する知識や効果的なコミュニケーション方法、相談機関等についてまとめた「依存症対応のヒント 家族のためのワークブック」について、ホームページでの掲載、研修や講座等における周知をはかり、依存症の問題で悩みを抱える家族を支援します。また、県内の依存症相談窓口や依存症について周知するリーフレットやチラシを作成し、普及啓発に取り組みます。

○検察庁や保護観察所等の国機関や医療機関、相談機関、自助グループ等と連携し薬物依存の問題を抱える者への支援を強化していきます。

○一般社団法人神奈川県断酒連合会（以下「神断連」という。）に酒害相談員研修等の活動を委託し、県及び関係行政機関と神断連が協調して酒害予防活動を効果的に推進します。

取　組　実　績
○神奈川県薬物乱用対策推進本部本部会において「令和７年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱」を策定し、薬物乱用の状況に応じた対策を協議して、薬物乱用防止対策の推進に寄与した。 ○市販薬の適正使用の啓発事業では、薬物相談事業研修に54人が参加した。また、市販薬の大量摂取（オーバードーズ）の内容を含む薬物乱用防止講演会を１回実施し、229人が参加。県民等に対し、市販薬の大量摂取（オーバードーズ）について、健康被害などの怖さや市販薬の適正使用について広く啓発した。 ○薬物関連問題相談事業では、精神保健福祉センター、保健福祉事務所等で薬物に関する一般相談で1,490件（前年度比24件の増）相談を受け、薬物関連問題の発生予防、薬物依存症者の社会復帰の促進等を図った。また、相談支援を行う関係機関職員の研修会をオンラインで１回開催。54人（前年度比16人の減）が参加し、薬物相談に係る資質の向上を図った。 ○薬物依存症家族講座の開催では、薬物依存症者の家族を対象に、薬物依存症の知識や適切なかかわり方、回復に向けた依存症家族講座を対面形式で１回実施した。 ○依存症対策総合支援事業では、依存症治療拠点機関において、依存症治療プログラムを実施した。また、医療従事者等を対象とした依存症医療研修を２回実施し、134名が参加したほか、依存症治療拠点機関連携会議を２回実施した。 ○依存症電話相談事業では、県精神保健福祉センター、県保健福祉事務所・センター等で、依存症に関する電話・面接相談を実施した。依存症電話相談実績は427件。（前年度比47件の増）うちアルコール151件、薬物47件、ギャンブル77件、インターネット・ゲーム14件、その他138件。依存症面接相談は61件。（前年度比17件の減）うちアルコール15件、薬物13件、ギャンブル16件、インターネット・ゲーム５件、その他12件となった。 ○「かながわ依存症ポータルサイト」による情報発信では、依存症に関するセミナーや自助グループの活動状況等を定期的に掲載した。令和７年度アクセス件数67,162件、月の平均アクセス件数は、5,597件（前年度比276件の増/月）となった。 ○市町村の再犯防止施策担当者を対象とした意見交換会において、県の薬物依存相談窓口を周知した。 ○横浜地方検察庁と連携した相談機関の周知では、保護観察の対象となった薬物依存症の人が、健康で安心して生活できるための支援体制を作ることを目的としたコホート調査に協力し、調査対象者に保護観察所からリクルートをしてもらう際、依存症に係る情報や相談機関などが記載されたリーフレット・チラシを一緒に配布していただいている。また、保護観察所主催の関係機関職員が集まる会議に出席し、コホート調査について報告している。令和７年度の調査対象者は、新規７名、継続10名。 ○自助グループ主催事業への後援では、令和７年度は後援依頼がなかった。 ○依存症に関する普及啓発の取組では、県作成の動画やポスター、リーフレット等により、相談先の周知を行った。精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口の認知度（県民ニーズ調査による）は28.9％（前年度比0.4％増）となった。依存症公開講座に62人、薬物依存症家族講座に16人、依存症家族講座に27人が参加した。 ○県と関係機関の連携による薬物依存症者への支援では、関係機関からの依頼がなかったため、打合せは実施しなかった。 ○依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業では、酒害相談員研修会を横浜市健康福祉総合センターにて開催し、資格取得者が84名となった。地区別一般研修を20回実施し、906人が参加した。

課　題　と　今　後　の　対　応
○神奈川県薬物乱用対策推進本部を中心に、関係機関・団体と連携協力して積極的な対策が実施できているが、県内における薬物による検挙人数は依然として高水準にあり、特に大麻については若年層の検挙人数が増加傾向である。このため、次年度以降も引き続き、神奈川県薬物乱用対策推進本部を中心に関係機関・団体と連携していく。 ○市販薬の適正使用の啓発については、相談内容や社会情勢に応じ、引き続き薬物依存症についての研修や講座を実施していく。また、全国の精神科医療施設を受診する薬物関連精神疾患患者に関する調査結果によると、市販薬を「主たる薬物」とする依存症患者の比率は、2012年から2022年までの10年間で急増していることが報告されており、特に若者の間で市販薬のオーバードーズが急速に広まっている現状があることから、引き続き啓発を実施していく。 ○薬物関連問題相談事業については、薬物に関する一般相談は毎年1,500件前後で高止まり傾向にあるため、引き続き一般相談を継続するとともに、相談支援を行う関係機関職員の資質の向上のために薬物相談業務研修を実施していく。 ○薬物依存症家族講座については、様々な対策が講じられてはいるものの、薬物依存症者への偏見や誤解はいまだ根強く、薬物依存症者本人もその家族も相談や支援につながる事が困難な状況である。まずは家族が薬物依存症に関する正しい知識を習得し、理解する必要があるため、オンライン、対面と多様な方法で家族講座を実施していく。 ○依存症対策総合支援事業については、依存症の本人及びその家族等が早期に必要な治療や支援を受けられるよう、引き続き必要な取組を実施していく。 ○依存症電話相談事業については、県精神保健福祉センター、保健福祉事務所等の相談において、引き続き依存症の治療が可能な医療機関や自助グループ等を紹介する支援を実施。 ○「かながわ依存症ポータルサイト」による情報発信については、引き続き、県立精神医療センターと連携し、本サイトの認知度を向上させるとともに、コンテンツの充実を図る。 ○市町村担当者に対する薬物依存症対策等の周知については、引き続き、市町村に対して薬物依存症に関する支援情報を提供していく。 ○横浜地方検察庁と連携した相談機関の周知については、引き続き調査に協力し、保護観察所などと連携していく。 ○自助グループ主催事業への後援については、後援依頼があった場合は、審査の上、県の後援名義の使用を承認し、自助グループの活動を支援する。 ○依存症に関する普及啓発の取組については、今後も様々な広告媒体を活用し、支援を必要とする県民が相談につながれるよう、周知方法を工夫しながら普及啓発に取り組む。 ○薬物依存症者への支援に関する課題に対し、県及び関係機関が必要に応じて打合せ等の場を設け、対応を検討していく。 ○依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業については、地区別一般研修会や例会の会場の確保が金銭的に困難な場合があることが課題。また、一般の方の参加が少なく、周知の方法にも課題がある。神奈川県断酒連合会に、研修会の実施について課題の共有等をはかり、引き続き委託することにより、酒害相談員の相談技術の向上を図る。

評　価（案）
市販薬の適正使用の啓発について、薬物依存症についての研修や講座を広く実施し、薬物の危険性について啓発を行ったことが評価できる。依存症患者の急増、市販薬のオーバードーズが急速に広まっている現状を踏まえて、引き続き啓発を行っていくことが重要である。 薬物に関する相談事業では、薬物に関する一般相談件数が増加したが、多様化する相談内容に対応できるよう、相談支援を行う関係機関職員の資質の向上に、より一層努める必要がある。 薬物依存症家族講座については、薬物依存症に限定しない講座を開催したことで、広く依存症の知識や適切なかかわり方、回復するための支援について理解を深めることに寄与した。今後も講座の内容や周知を工夫し、薬物依存症者本人やその家族が相談や支援につながる契機となるよう取り組んでいくことが求められる。 「かながわ依存症ポータルサイト」については、アクセス件数が前年度比で大幅に増加し、サイトの認知度が向上したことが評価できる。掲載している自助グループ等の情報が、多くの依存症患者本人や家族等の支援につながるよう、引き続きサイトの充実と認知度の向上に取り組む必要がある。 依存症に関する普及啓発の取組については、相談窓口の認知度は、広く認知されているとは言い難いため、今後も周知を続けていくことが重要である。 依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業については、酒害相談員研修会を開催し、相談員の人材確保に努めている。アルコール依存症の知識の普及啓発や相談支援体制が充実できるよう、引き続き取り組んでいく必要がある。

国や関係機関による関連する取組等
○横浜刑務所における薬物依存離脱指導 覚醒剤や大麻使用等による依存症や依存傾向を抱えた受刑者に対して、薬物依存の認識、薬物使用に至る問題点の理解、断薬への動機づけ、再使用に至らないための知識・スキルを習得させるとともに、社会内においても継続的に回復に向けた治療、援助等を受ける必要性を認識させるために、薬物依存離脱指導として３種類のプログラム（必修プログラム全４単元指導期間１月、専門プログラム全12単元指導期間４月、選択プログラム全５単元指導期間1.5月）を実施している。 ○横浜保護観察所における薬物再乱用防止のための取組 薬物事犯者に対して、薬物依存症への理解、再使用に至る引き金や危険な状況、再使用を防ぐための対処法について考えさせるとともに、自助グループへの参加や医療機関の受診等について働き掛け、断薬意思の継続や薬物に頼らない生活習慣を確立させるために、薬物再乱用防止プログラム（２つの「教育課程」と「簡易薬物検出検査」を週３日、午前・午後）を実施している。

大柱	３　非行の防止等
小柱	（１）非行の防止等

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）
○子ども・若者の相談を総合的に受けられるよう、県青少年センターを子ども・若者育成支援推進法第13 条に基づく総合相談センターに位置付け、子ども・若者の一次相談を受けるとともに、国、県、市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を促進します。

○国と県が協働で運営する地域若者サポートステーションにおいて、キャリアコンサルタント、臨床心理士等による専門的な相談などを実施することで、若年無業者等の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて、個別・継続的に包括的な支援をします。

○児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的に、警察本部と県教育委員会、県私立小学校・中学高等学校協会、県内の全市町村教育委員会等が協定を締結し、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直りを支援します。

○少年相談・保護センターにおいて、専門の少年相談員が非行問題やいじめ、犯罪被害等で悩んでいる少年自身や保護者等の相談に応じます。

○非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。

○大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉のような信頼関係を築きながら、学習支援や居場所づくり活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。

○高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、ＳＮＳ利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。

○学校においては健康教育の一環として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を家庭や地域等と連携を図りながら推進します。

○子どもたちのいじめや暴力行為、不登校の未然防止のため、地域の大人たちが子どもの“育ち”を応援する運動「かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェーブ」の一環として、各地域が特性に応じた取組を主体的に推進し、大人の応援団を増やすため、地域フォーラムを開催します。

○生活困窮世帯の子どもの健全育成を図るため、福祉事務所に子ども支援員を配置し、アウトリーチ型の支援を行うとともに、学習の場や社会性を育むための居場所づくりに取り組みます。

取　組　実　績
○子ども・若者総合相談センター事業では、子ども・若者の一次相談窓口として、電話及び対面での相談やＳＮＳ（ＬＩＮＥ）を利用した相談窓口を運営した。 　子ども・若者支援連携会議の全体会議（書面）を１回、ブロック会議（対面）を５回開催し、関係機関との連携体制の構築を図った。また、ひきこもり当事者や家族が相談しやすい環境づくりを行うとともに、精神科医師・弁護士等からなる多職種支援チームや市町村支援員の設置、ひきこもり支援市町村連携会議を３回開催する等、市町村との連携や市町村支援の強化を図った。 ○地域若者サポートステーション事業では、臨床心理士による専門的な相談を208回、働く意識を高めるための支援プログラムを404回実施し、就労に向けた着実な支援を行った。令和７年度の地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率は、57.7%（前年度比9.3%の増）であった。 ○学校警察連携制度では、警察から学校への連絡票運用件数1073件（前年度比294件の増）、学校から警察への連絡票運用件数が115件（前年度比16件の増）となった。 ○少年相談・保護センターにおける非行相談では、新規受理件数1,650件（前年度比391件の増）だった。 ○少年サポートチームによる立ち直り支援の実施については、サポートチームの編成及び活動実績は無かった。 ○大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進では、活動実績121回（前年度比15回の減）だった。 ○高校生による非行防止教室では、実施校数19校（県立学校13校、私立高校６校）、開催場所34箇所で非行防止教室を開催した。 ○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育では、令和７年４月に神奈川県学校喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進協議会を開催し、推進体制の充実を図った。また、児童生徒に対する指導では、指導資料の活用について周知し、啓発資料等の配布を行った。更に、教員等に対する研修として、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座をオンライン開催し、268名（前年度比153名の減）が受講した。 ○いじめ・暴力行為等の防止のための各地区や学校における取組では、横須賀・湘南三浦・県央・中・県西の５地区で地域フォーラムを開催し、児童・生徒によるいじめや暴力行為等の防止に向けた自校の取組の発表の他、今後の取組の協議を行った。 ○生活困窮世帯の子どもの健全育成事業では、６か所で子ども支援員による家庭訪問、教室型の学習支援や居場所づくりを５か所で実施するとともに、令和７年10月に、子どもの健全育成プログラムの修正更新を行った。

課　題　と　今　後　の　対　応
○子ども・若者総合相談センター事業については、広く県民に子ども・若者に係る相談窓口の広報、周知に努める必要がある。 　また、子ども・若者に係る相談者の状況に応じて関係機関等が情報共有を図るなど、さらなる連携体制の構築が必要である。 　今後も広く県民へ相談窓口に関する広報・周知を行うとともに、子ども・若者に関する課題について関係者が情報共有を図るため、子ども・若者支援連携会議等の有効な開催方法を検討していく。 　なお、令和８年度からは、いじめや不登校等の様々な問題に悩む県内の児童・生徒等がいつでも気軽に相談できるよう、電話・SNS相談窓口に係る情報を掲載した「相談窓口紹介カード」について、相談窓口紹介カードは緊急時や相談の入口となる機関（一次相談拠点）を中心に掲載し、ホームページには専門機関を含めて詳細を記載するなど情報の導線について工夫を行う。
○地域若者サポートステーション事業については、新規登録者数の減及び就職者数の減が課題として上げられる。今後も引き続き、市町村や就労支援機関と連携した広報活動等を行い、新規登録者数を増やすこと、支援対象者の職業的自立に向け、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行う。
○学校警察連携制度については、学校と警察との間で制度は適正に運用された。次年度についても警察や学校が出席する各種会議等において、制度の周知を図り、適正な運用が図られるようにしていく。
○少年相談・保護センターにおける非行相談については、関係機関との連携を緊密に図りながら相談者に寄り添った適正な対応が図られた。次年度については、引き続き、懇切丁寧な少年相談活動により、少年の立ち直りを支援する。
○少年サポートチームによる立ち直り支援の実施については、関係機関・団体等との連携を緊密に図り、学校等における問題を把握した場合には、サポートチームの編成を積極的に働きかけ、少年の非行防止と健全育成に向けた立ち直り支援活動を推進する。
○大学生少年サポーターによる立ち直り支援活動の推進については、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年に寄り添い、学習支援など様々な形で立ち直り支援が行われた。次年度については、引き続き、少年の規範意識の醸成を図るべく、学習支援や非行防止教室などの活動を推進する。
○高校生による非行防止教室については、高校生が規範意識を再認識し、社会に対する関心をもつとともに、小学生及び中学生に対して、社会のルールを守ることの大切さを指導している。また、薬物事犯による少年の検挙が増加していることから、高校生自らが薬物との関わりから離れるという意識づくり、小・中学生に犯罪に関わらせないといった非行防止を推進していく。
○喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育については、令和８年度は中学校、中等教育学校、高等学校で薬物乱用防止教室を開催することとしている。研修については、オンラインで開催するとともに、周知方法についても検討し、多くの方が参加できる方向で調整していく。
○いじめ・暴力行為等の防止のための各地区や学校における取組については、各学校や地域において、教職員、児童・生徒、保護者、地域住民が共に考え、意見を交わす機会を確保することが課題であり、地域フォーラムで児童・生徒、保護者、地域住民による対話を取り入れる等の取組を推進していく。
○生活困窮世帯の子どもの健全育成事業については、子ども支援員の活動を継続することで生活困窮世帯の子どもの健全育成の充実（学習支援・居場所作り）を図る。また、プログラムの改定を行うとともに、関係機関への普及啓発に努める。

評　価（案）
子ども・若者総合相談センター事業では、ＳＮＳを利用した子ども・若者の相談窓口を運営したほか、ブロック会議等の開催により、関係機関との連携体制の構築を図った点が評価できる。 地域若者サポートステーション事業では、臨床心理士による専門的な相談、働く意識を高めるための支援プログラムを実施し、就労に向けた着実な支援を行ったことが評価できる。 高校生による非行防止教室では、講師となる高校生と受講する小・中学生等が共に規範意識を育み非行防止につながっていることから、今後も取り組んでいく必要がある。 生活困窮世帯の子どもの健全育成事業では、子ども支援員による家庭訪問、教室型の学習支援や居場所づくりを実施するとともに令和７年10月に、子どもの健全育成プログラムの修正更新を行ったことが評価できる。

国や関係機関による関連する取組等
○久里浜少年院による県立総合教育センターが行う研修の受け入れ 令和元年度から、県立総合教育センターが行う研修「児童・生徒の問題行動等未然防止研修講座」について、同院（久里浜少年院）の施設見学、同院における矯正教育活動の説明、同院職員との意見交換等を行っている。 令和４年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が中止となったものの、令和５年度は、同センター開催の「少年非行への対応研修講座」に同院職員を派遣し、受講者である教職員の方に少年院の紹介、矯正教育・在院者の現状説明、衝動のコントロールに課題がある在院者の対応状況等について説明を実施する予定である。

大柱	4　犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援
小柱	（１）犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）
○ストーカー加害者治療等を行う精神科医等と連携して、精神科医等から得たアドバイスに基づき、加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチを実施することにより、再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。

○加害行為の抑止として、「ＤＶに悩む男性のための相談」を実施するほか、女性の加害行為についての相談に対応します。

○16 歳未満の子どもを被害者とした不同意わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について、法務省の協力を得て、その所在確認を実施するとともに、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置を講じることにより、子供対象・暴力的性犯罪で服役し出所した者の再犯リスクを軽減し、早期の社会復帰を図ります。

○性犯罪プログラムを実施している保護観察所や医療機関等の取組や、性犯罪をした者の実態や課題について、各関係機関で情報の共有を図り、意見交換を行います。

○社会復帰に困難が伴う暴力団離脱者の適正な形での社会復帰を推進するため、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターと連携し、関係機関と民間団体による就職受入等の社会復帰対策を支援します。（再掲）

○非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携して少年サポートチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、立ち直りを支援します。（再掲）

○大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉のような信頼関係を築きながら、学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。（再掲）

取　組　実　績

○ストーカー加害者に対する指導等では、精神医学的治療等が必要と認めた加害者４人に同治療等を受診させ、精神科医から８回の助言を受けた。

○ＤＶに悩む方のための相談では、男性被害者相談窓口で744件（前年度比68件の増）の相談に対応したほか、加害者を含めたＤＶに悩む男性のための相談窓口では78件（前年度比９件の増）の相談に対応した。更に、専門相談として、精神保健相談及び法律相談を実施した。
　また、男性のための相談窓口を案内する冊子を作成し、県機関、市町村及び警察署等で配布。加えて、デートＤＶ防止啓発動画を引き続き公開し、若年層に対してＤＶ防止の啓発を行った。

○子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止では、居住地が判明している全ての者に対して所在確認を実施した。

○性犯罪をした者への対応では、市町村の担当者を対象とした意見交換会において、「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」の説明をし、周知を行った。

課　題　と　今　後　の　対　応

〇ストーカー加害者に対する指導等については、精神医学的治療等の有用性について、ストーカー加害者全員に教示する施策を推進中であるところ、禁止命令等の実施件数が増加しているにもかかわらず、受診者数については令和６年度と同数であった。ストーカー加害者に対する精神医学的治療等への社会的関心が高まっている情勢に鑑み、受診者数の増加に向けた効果的な指導方策を調査研究する。

〇ＤＶに悩む方のための相談については、ＤＶは配偶者や交際相手など、家庭内・当事者間で起こることから、単なる夫婦げんかとみられたり、加害者が自身の加害行為を正当化するなど被害が矮小化される場合もあるため、相談員が、加害者の特性や加害者プログラム等について研修等により知見を深め、相談対応等に活かしていく。また、引き続きＤＶを未然に防止するための啓発を行っていく。

〇子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止については、過去に子供への暴力的性犯罪により服役をしていた者であることが、その事情を知らない家族、親族、近隣住民、勤務先その他の関係者に知らされることがないよう情報の管理には万全を期さなければならない。

〇性犯罪をした者への対応については、性犯罪加害者に対する支援が少ない中で、関係機関と連携して、どのような支援が実施できるのかを引き続き考える必要がある。

評　価（案）

　ストーカー加害者に対する指導等については、治療が必要な加害者を受診等の支援につなげ、警察と医療機関が連携している点が評価できる。治療等を必要とする者が、より一層の受診につながるよう対応していく必要がある。
　ＤＶに悩む方のための相談事業では、悩みや特性に応じた相談窓口を設置している点が評価できる。今後も事業を推進するとともに、デートＤＶ防止啓発動画の公開により、啓発を行っていくことが重要である。
　子供を対象とする暴力的性犯罪をした者の再犯防止の取組については、居住地が判明している全ての者に対して所在確認を実施した点が評価できる。引き続き、情報管理には十分な対策を講じて取り組んでいく必要がある。
　性犯罪をした者への対応については、犯行の特殊性を踏まえて、県としてどのような支援を実施すべきか検討する必要がある。

国や関係機関による関連する取組等
○横浜刑務所における改善指導 　受刑者に犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導として改善指導を実施しており、受刑者の特性や問題性に応じて様々な改善指導を行っている（p.4に記載の就労準備指導、p.11に記載の社会復帰準備指導、p.15に記載の薬物依存離脱指導を含む。）。 （１）一般改善指導 　小集団を編成して実施している指導は、生活設計、行動様式の付与として、行動適正化指導（アルコール依存回復プログラム、ギャンブル等依存症に係る指導）及び暴力団の現役組員ではないものの、反社会的価値観や行動様式を身に付けている者に対する生活改善指導、認知機能維持向上指導（コグニッシブトレーニング、体操）を行っているほか、自習学習教材を活用した指導として、反社会的な思考や態度等を改善し受刑生活への動機付けを高めさせるスタートアッププログラムを実施している。 （２）特別改善指導 　矯正局指定の特別改善指導（薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育、交通安全指導、暴力防止指導）を実施しており、自助団体（ダルク）、警察署、暴力団追放推進センター、東京三弁護士会等から外部講師を招へいしている。 ○横浜保護観察所における専門的処遇プログラムの実施 　保護観察対象者に対し、認知行動療法に基づく専門的処遇プログラムを実施している。専門的処遇プログラムは、性犯罪再犯防止プログラム、薬物再乱用防止プログラム、暴力防止プログラム及び飲酒運転防止プログラムの４種類がある。保護観察対象者の問題性に応じて、各プログラムを受けることを特別遵守事項として義務付けるほか、必要に応じて生活行動指針として設定するなどして実施している。

大柱	５　民間協力者の活動の促進等
小柱	（１）民間協力者の活動の促進及び連携

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）
○長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。

○大学生を「大学生少年サポーター」に委嘱し、非行や不良行為等の問題や悩みを抱える少年を対象に、少年相談・保護センターの警察官・少年相談員の指導、助言のもと、兄・姉のような信頼関係を築きながら、学習支援や居場所作り活動を実施して、少年の立ち直りを支援します。（再掲）

○民間の施設である更生保護施設が実施する継続保護事業（宿泊場所の供与及び社会生活に適応させるために必要な生活指導等その改善更生に必要な保護を行う事業）を支援します。（再掲）

○協力雇用主が刑務所出所者等を雇用するインセンティブとなるよう、入札参加資格認定申請日時点で横浜保護観察所に協力雇用主として登録しており、かつ過去２年間のうち、連続する３か月以上保護観察対象者等を雇用した事業主に対し、等級格付における加点評価を行います。（再掲）

○横浜刑務所や久里浜少年院、よこはま法務少年支援センター（横浜少年鑑別所）、横浜保護観察所、横浜地方検察庁等の国関係機関のほか、更生保護ボランティアや更生保護法人等が参加する神奈川県再犯防止推進会議を開催することにより、民間協力者、国及び県等が連携し、再犯防止の推進を図ります。

○退職する県職員への保護司勧誘リーフレットの配布や市町村担当者が参加する会議等で説明する等、保護司適任者確保に向け取り組みます。

○更生保護サポートセンターに対する県内市町村における支援事例を共有するなど、保護司が対象者との面接等を行う場所を確保できるよう市町村に協力を促します。

○自助グループからの依頼に基づき、自助グループの活動に対して県が後援するなど、自助グループの活動を支援します。（再掲）

取　組　実　績
○神奈川県優良保護司表彰では、長年にわたり、保護司活動に尽力・貢献された県内の保護司31名を表彰した。 ○「神奈川県再犯防止推進会議」では、会議を１回開催し、令和６年度の実績評価の取りまとめを行った。また、各構成員が所属する機関の取組、イベント等について情報共有する場を設けた。 ○保護司適任者確保に係る取組に対する支援では、県の退職予定者説明会において、保護司活動の勧誘リーフレットを配布した。また、市町村の再犯防止施策担当者を対象とした意見交換会では、横浜保護観察所の協力を得て、保護司制度に関する周知を行った。 ○保護司活動への支援では、市町村を対象とした意見交換会及び研修会において、面接場所確保の好事例を共有し市町村の協力などを呼びかけた。

課　題　と　今　後　の　対　応
○保護司の担い手の不足が課題となっていることから、引き続き、保護司に対する表彰を行い、意欲、やりがいの向上、定着促進を図る。 ○「神奈川県再犯防止推進会議」では、引き続き、国や民間の関係機関と市町村をつなぐ域内のネットワーク構築の方法について検討するとともに、再犯防止推進計画の効果的な進行に努めることで、犯罪や非行のない社会の実現を目指す。 ○保護司の高齢化や担い手の不足が課題であるため、県職員に向けて周知することで、犯罪や非行をした人の立ち直りについて理解を深め、適任者の確保につながるよう、周知を続けていくことが重要である。 ○保護司が安全に活動することができるよう、引き続き、市町村に対して面接場所の確保や保護司活動への支援を呼びかけていく必要がある。

評　価（案）
県内の保護司は減少の一途をたどっており、担い手の確保、定着が喫緊の課題である。引き続き、保護司に対して表彰を実施することで、やりがいを醸成していくとともに、今後も横浜保護観察所等の関係機関と連携しながら、保護司の担い手確保につながる広報を行っていく必要がある。 「神奈川県再犯防止推進会議」については、神奈川県再犯防止推進計画の進捗状況の評価に加え、市町村における取組について情報共有を行った点が評価できる。過去に犯罪をした者の立ち直りには、関係機関の連携が欠かせないため、市町村も交えたネットワークの構築に取り組む必要がある。 保護司適任者確保に係る取組に対する支援については、県の退職予定者説明会で保護司の勧誘リーフレットを配布した点が評価できる。引き続き、適任者の確保に向けて働きかけていくことが重要であるほか、保護司活動を行う上で必要となる面接場所の確保など、市町村に協力を呼びかけていく必要がある。

国や関係機関による関連する取組等

○保護司の適任者確保等に係る横浜保護観察所の取組
　横浜保護観察所では、令和６年10月に法務大臣に提出された「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会報告書」も踏まえ、県を始めとする関係機関との連携の下、保護司の適任者確保や保護司の安全確保等に取り組んでいる。
○　保護司活動等更生保護の広報に係る呼び掛け
　横浜保護観察所では、保護司活動等更生保護の取組を地域の方々に広く発信することができるよう、県内の関係機関や地方公共団体に対し、広報誌への掲載に係る協力の呼び掛けを行っている。

○各団体の相互連携による活動
　本県では、平成29年３月に保護司、更生保護女性会員及びＢＢＳ会員の三者による「更生保護ボランティアの協働に関するかながわ宣言」が行われた。令和元年５月には、更に神奈川県更生保護事業連盟及び認定ＮＰＯ法人神奈川県就労支援事業者機構の二者を加え、「更生保護団体の協働に関する五者宣言」を締結し、安全・安心な地域づくりのために、五者が相互に連携して活動に取り組んでいる。

○神奈川県ＢＢＳ連盟の活動
　県内の10地区会(会員約200名)が工夫を凝らして活動を継続している。県内のＢＢＳ会では、保護観察を受けている少年をはじめ、様々な悩みを抱えている子どもとＢＢＳ会員が個別に関わり自立を支援する「ともだち活動」や、少年・子どもたちとＢＢＳ会員が複数名で料理やスポーツ等を通して交流する「グループワーク」、施設訪問(児童自立支援施設、児童養護施設等)、地域の子どもたちとの遊び・学習を通した交流等、幅広いフィールドで活動を展開している。
　神奈川県ＢＢＳ連盟主催の主な活動としては、横浜矯正展への出展(餅つき、餅販売)、会員を対象とした研修会を実施した。
　また、横浜保護観察所、保護司会、更生保護女性会と連携し、横浜市役所アトリウムでの「わくわくこども夏祭り」や、日産スタジアムでの社会を明るくする運動、みなとみらい矯正展への出展を通して、更生保護活動の広報にも取り組んでいる。10代、20代の若手会員が多いというＢＢＳの強みを活かし、またボランティア団体だからこそできることを模索し今後も活動の幅を広げていくとともに、ＳＮＳでＢＢＳの魅力を継続的に発信していくことで、多くの人々に更生保護活動を知ってもらい、興味を持ってもらえるよう努める。

大柱	５　民間協力者の活動の促進等
小柱	（２）広報・啓発活動の推進

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）
○犯罪や非行をした者が社会において孤立することのないよう、地域の理解と協力を得ることを目的として、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体のほか、多くの民間団体によって実施される“社会を明るくする運動”を支援します。

○社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を国と協力して開催し、福祉的支援が必要な矯正施設出所者等の受入れ先の理解促進を図ります。（再掲）

○高校生が講師となり、学校におけるいじめや暴力行為、ＳＮＳ利用に起因する犯罪被害やトラブル、万引きなど非行の入口となる身近な問題について啓発する非行防止教室を開催し、地域の安全・安心まちづくりに貢献するとともに、高校生はもとより、小学生や中学生の規範意識やコミュニケーション能力の向上を図ります。（再掲）

○学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり、映像やパンフレット、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教える薬物乱用防止教室を開催するほか、地域の薬物乱用防止指導員等を薬物乱用防止教室の講師として派遣し、薬物乱用の未然防止を図ります。

○犯罪や非行をした者への偏見や差別意識を解消させるため、イベントでリーフレットを配布する等、県民に対し周知を図ります。

○県政情報センター等で保護司リーフレットの配布や県のホームページで保護司の活動について掲載する等県民に対し保護司の活動について周知を図ります。

○県のホームページにおいて、県の再犯防止の各種取組や依存症などの相談先を掲載し、周知するとともに、国機関や当事者団体の取組の紹介や掲載ページのリンクを貼る等、様々な機関や団体の再犯防止の取組を周知します。

取　組　実　績

○“社会を明るくする運動”への支援では、神奈川県更生保護協会が行う連絡助成事業のうち、地区保護司会による「社会を明るくする運動」等更生保護の啓発に係る費用に対し補助を行ったほか、本運動への協力として、県庁内におけるポスターの掲出、作文コンテストの後援及び記念品の購入を行った。
また、本運動のシンボルである「黄色い羽根」にちなみ、県庁本庁舎を黄色にライトアップした。

○薬物乱用防止教室の開催・薬物乱用防止指導員等の講師派遣では、学校等の関係機関と連携を図りながら薬物乱用防止広報車を活用した薬物乱用防止教室を387回開催した。（前年度比41回の増）
　また、外部講師を286回派遣（前年度比７件の減）し、45,653人の生徒等に普及啓発を行うことで、薬物乱用の未然防止を図ることができた。

○犯罪や非行をした者への偏見や差別意識の解消に向けた取組の周知では、人権啓発イベントにおいてチラシを20,800枚配布した。（前年度比19,300枚の増）

○保護司活動の広報・啓発への支援では、県の施設（県政情報センター等）で保護司リーフレットの配布を行った。県庁舎公開イベントで保護司活動についてパネル展示を行うとともに、保護司に関する広報DVDの上映を行った。

○ホームページにおける再犯防止の取組の周知では、県のホームページの構成を検討し、計画に位置付く再犯防止の取組や依存症の相談先等を掲載するとともに、関係団体の取組の紹介を行った。

課　題　と　今　後　の　対　応
○“社会を明るくする運動”については、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築くため、引き続き、横浜保護観察所をはじめとした国の関係機関や地方公共団体と連携し、推進していく必要がある。県のホームページやＳＮＳを活用した支援を実施する。 ○薬物乱用防止教室の開催・薬物乱用防止指導員等の講師派遣については、県内における薬物事犯検挙人員は依然として高水準にあり、特に大麻については検挙人員が増加傾向にあり、その約７割を30歳未満の若年層が占めていることが課題であり、さらに大麻の危険性・有害性の認識のない少年が多いことから、引き続き、生徒等に普及啓発を行っていくことが必要である。 ○犯罪や非行をした者への偏見や差別意識の解消に向けた取組の周知については、次年度も引き続き、人権啓発イベント等でチラシ等の配布を行う。 ○保護司活動の広報・啓発への支援については、犯罪や非行をした人の立ち直りについて理解を深めることを目指して、引き続き支援を実施する。 ○ホームページにおける再犯防止の取組については、犯罪や非行から立ち直ろうとする人や、その関係者が必要とする情報を更新し、ホームページの内容を充実させていく必要がある。

評　価（案）
“社会を明るくする運動”については、例年の支援に加えて、県庁舎ライトアップの取組を実施したことが評価できる。引き続き、県ホームページやＳＮＳを積極的に活用して、本運動を支援していく必要がある。 薬物乱用防止教室の開催及び薬物乱用防止指導員等の講師派遣については、若年層を対象に広く普及・啓発を行ったことが評価できる。薬物の乱用を未然に防止するために、薬物乱用防止教室により正しい知識を学ぶとともに、薬物の危険性について啓発を行っていくことが必要である。 犯罪や非行した者への偏見や差別意識の解消に向けた取組の周知については、人権啓発イベントにおいてチラシを昨年度より多く配布したことが評価できる。刑を終えて立ち直ろうとする者が、差別や偏見によって再び犯罪をすることがないようにするため、県民等に対して、人権の啓発を行っていくことが重要である。 保護司活動への支援については、県庁舎公開イベントにおける広報を実施したことが評価できる。犯罪や非行をした人の立ち直りへ理解を深めるため、引き続き、支援・広報活動を行っていく必要がある。 ホームページにおける再犯防止の取組の周知については、構成を検討し犯罪や非行から立ち直ろうとする人や、その関係者が必要とする情報を掲載させたことが評価できる。引き続き、ホームページの内容を充実させていく必要がある。

国や関係機関による関連する取組等
○横浜刑務所における「横浜矯正展」の実施 　法務省が主唱する「社会を明るくする運動」の一環として、毎年11月に開催している「横浜矯正展」では、地域住民に対し、受刑者の社会復帰や矯正行政について理解と共感を得るため、例年、刑務所作業製品の展示、即売、施設内見学、性格診断体験の他に地域の団体へ依頼して演奏などのイベントを開催している。 　令和５年度は、当所の所在する横浜市港南区役所が中心となり、地域の団体が複数参加する「ひまわりフェスタ」へ参加する形で１日開催としたところ、15,858名の来場者があり、翌令和６年度は雨天であったにもかかわらず、5,379名もの人数が来場した。 　令和７年度は好天に恵まれ、12,586名もの来場者数を記録した。前年度に引き続き、県内の農福連携協賛事業所による農産物等の販売など、地域との共生を強調し、また保護観察所関連の複数団体の参加により、再犯防止に関する広報活動を展開するとともに、新たな試みとして、横浜市動物愛護センターを招き、広報活動を行ってもらうことで「刑事施設における保護犬育成プログラム」の推進に貢献した。 ○“社会を明るくする運動”の実施 　横浜保護観察所では、県及び関係機関と連携して“社会を明るくする運動”を実施し、立ち直り支援や犯罪予防等に係る啓発を行っている。

大柱	６　市町村への支援とネットワークの構築
小柱	（１）市町村への支援とネットワークの構築

【具体的施策】（神奈川県再犯防止推進計画から転載）
○市町村の再犯防止担当者を対象に意見交換会を開催し、既に地方再犯防止推進計画を策定している自治体の好事例の共有や国関係機関からの助言を行うことで、計画未策定自治体の計画策定を促すとともに、関係機関の連携を図り、域内のネットワークの構築を図ります。

○市町村職員に対して、国機関、県、民間協力者等、再犯防止に関わる団体の活動・取組の紹介や講演等の研修を実施することで、再犯防止に関する取組等について理解を深め、再犯防止の取組を推進します。

○市町村が整備を進める包括的支援体制について、市町村職員等に向けた研修や連絡会等を通じて、再犯防止の推進に係る情報の共有や連携等を図り、市町村の体制整備に向けた取組を支援します。

取　組　実　績

○市町村の再犯防止施策担当者を対象とした意見交換会を実施し、計画策定済み自治体の施策の共有を行い、計画未策定自治体の計画策定を促した。また、横浜保護観察所から保護司制度に関する周知を行った。

○市町村の再犯防止施策担当者を対象に研修会を開催した。外部講師による講演（「保護司活動の現状」をテーマとする内容）を通じて、再犯防止施策の重要性について理解を深めた。また、横浜保護観察所から保護司の安全確保について説明するとともに、県からも保護司が活動する上で欠かせない「面接場所」の確保について、市町村に協力を呼びかけた。

○包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業では、市町村間の交流・ネットワーク構築を２回開催し、73名が受講した。また、市町村職員等に向けた研修を３回開催し、93名が受講した。市町村へのアドバイザー派遣では、９自治体に対し14回の派遣を行った。さらに、管内市町村に対しアンケート調査を実施し、市町村職員等に向けた研修及び庁内連絡会議において結果を共有し活用した。

課　題　と　今　後　の　対　応

○再犯防止の取組に係る市町村担当者の意見交換会については、引き続き、意見交換会を開催し、市町村担当職員の理解促進や、再犯防止推進計画の策定を支援する。

○再犯の防止等の推進に関する市町村担当者研修会については、今後どのようなテーマを取り上げるのが適切か、市町村との連携を深めるために何ができるかを検討する必要がある。

○包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業については、アンケートを実施して把握した課題等への対応を含め、引き続き、各市町村の実情に応じた支援を行い、包括的な支援体制整備の促進を図る。

評　価（案）

市町村担当者を対象とした意見交換会及び研修会を通じて、引き続き、市町村における再犯防止推進計画の策定や、再犯防止の取組が推進されるよう支援を行うとともに、国機関とのネットワークの構築に取り組んでいく必要がある。
包括的な支援体制及び重層的支援体制構築支援事業では、市町村間の交流を図るとともに、市町村職員等に向けた研修を開催したことが評価できる。地域共生社会の実現に向けて、引き続き、体制の整備に取り組んでいく必要がある。

国や関係機関による関連する取組等
○横浜保護観察所の地域援助 　保護観察所では、地域住民や関係機関・団体からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用した支援を実施したり、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人などが、地域社会で生きづらさを抱え支援を必要としているときに、必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう、多様な分野の機関・団体とのネットワーク構築を行う「地域援助」を実施している。